

令和2年4月8日

**【重要】事務局開局時間の一時変更及び行政書士登録・行政書士法人届出事務について**  
兵庫県行政書士会

4月7日（火）、新型コロナウイルスの感染拡大を受け緊急事態宣言が発出されたことに伴い、以下の措置を実施します。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大防止及び職員の安全確保のため、臨時的な措置として、明日9日（木）より事務局職員につきましては、原則、在宅での勤務とすることとし、事務局開局時間を以下のとおりといたします。

（1）期 間：令和2年4月9日（木）～令和2年5月6日（水）

※実施期間については、状況によりさらに延長を検討します。

（2）目 的：①新型コロナウイルス感染拡大の防止

②事務局職員の新型コロナウイルスへの感染リスク軽減

（3）開局時間：11：00～15：00（電話受付時間も同様）

（4）その他：事務局に出勤する職員はごく一部のみとなりますので、お電話など早期に対応できない場合があります。

2. 緊急事態宣言が発出されたことに伴い、行政書士登録・行政書士法人届出事務について、人と人との接触を極力避けるため、それぞれ申請の見合わせをお願いいたします。

何卒ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。